

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト

定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の管理運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会の決定を得て行う法人の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) マネージャーの任免および重要な人事
- (2) 事業報告および決算
- (3) 金銭の借入
- (4) 借入金の償還計画の変更
- (5) 法人の運営に関する規則の制定および変更
- (6) 寄付金の募集
- (7) その他法人の業務に関する重要事項

(専決事項)

第3条 理事長が専決できる日常の業務は、次のとおりとする。

- (1) 「マネージャーの任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出、ならびにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(報告事項)

第4条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査または調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (3) 理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第5条 理事会は、定時と臨時とに分けて、理事長が招集する。

2 定時理事会の時期および審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 6月理事会
 - ア 前年度の決算報告および事業実績報告
 - イ その他、第2条、第3条および第4条に規定する事項
- (2) 3月理事会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ その他、第2条、第3条および第4条に規定する事項

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めるときに理事長が招集する。

(理事会の招集)

第6条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案資料および報告案件書を添付するものとする。

(理事会の開会)

第7条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときは、議長を選出する。議長は出席した理事の数を確認し、定款第26条第1項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第9条 議長は理事会終了後、速やかに、議事録を作成するものとする。定款第26条の2項に規定するみなし決議についても同様とする。

2 理事長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に理事会の議事の経過および結果を記録させるものとする。

3 議事録は、提出議案書、資料および報告書を添付し、袋綴じして、保存する。

(欠席理事への報告)

第10条 理事長は、理事会に欠席した理事に、議事の概要および議決結果を記録した書面を、理事会終了後、14日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(監査の実施)

第11条 定款第32条に規定する監事の決算監査は、毎年会計年度終了後、6月中の定時理事会までに実施するものとする。

2 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査項目を定めておくものとする。

(監査報告書)

第12条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名捺印のうえ理事長に提出し、毎年会計年度終了後、6月中の定時理事会において、認定を得なければならない。

第4章 役員を選任

(選任手続き)

第13条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会において選任された次期役員に委嘱状を交付しなければならない。

2 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、履歴書を前項の評議員会の開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第14条 役員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予

め、理事長に書面で届け出るものとする。

2 新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(欠員の補充)

第15条 役員の欠員補充については、第13条の規定を準用する。

(評議員候補名簿)

第16条 理事長は、評議員候補者を選任した時は、速やかに評議員候補の名簿を作成し、保存しておかなければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。